

# 区役所の名称及び位置に関する件

○区役所の名称及び位置に関する件

昭和二十二年三月十五日  
東京都告示第百四十七号

昭和二十二年三月東京都告示第百二十七号による区役所の名称、位置を左の通り定め、  
昭和二十二年三月十五日より開庁する。

名称	位置
港区役所	港区麻布東鳥居坂町三番地

# 支所の名称、位置、管轄区域

○支所の名称、位置、管轄区域

昭和二十二年三月十五日  
東京都告示第百四十八号

東京都区役所支所の名称、位置並びに管轄区域を左の通り定め、昭和二十二年三月十五日よりその事務を取扱う。

名称	位置	管轄区域
港区役所芝支所	港区芝公園第六号地一番	従来の芝区役所の区域
同 麻布支所	港区麻布東鳥居坂町三番地	従来の麻布区役所の区域
同 赤坂支所	港区赤坂表町三丁目三十七番地	従来の赤坂区役所の区域